

(案)

「横須賀市民便利帳」の協働発行に関する協定書

横須賀市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、住民サービスの向上及び地域社会への貢献を図るため「横須賀市民便利帳」（以下「便利帳」という。）の発行に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、官民協働の精神に基づき、協働して便利帳を製作し、乙より甲に納入するものとする。甲が確認の上受領することにより、この協定に基づく各々の役務を完了する。
- 2 甲及び乙は、この協定書に基づき、協定の内容を誠実に履行しなければならない。
- 3 乙は本協定の履行に関して、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

（便利帳の制作等）

- 第2条 便利帳の発行年月、規格、数量等は、別紙仕様書のほか、甲乙協議の上決定するものとする。
- 2 甲又は乙の都合により仕様を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、仕様の変更ができるものとする。ただし、費用等が発生する場合は帰すべき各々が負担する。
- 3 甲は、便利帳制作に係る必要な情報を乙に提供するものとする。
- 4 乙は、便利帳に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、便利帳を制作するものとする。
- 5 乙は、便利帳の制作に要する費用を負担するものとする。
- 6 甲は、便利帳に掲載する情報や広告に対し、検査を行い承認するものとする。
- 7 便利帳の校正作業は、甲乙が協力して行い甲の校了をもって印刷に着手するものとする。

（広告の募集等）

- 第3条 便利帳に掲載する広告の仕様及び内容は、法令及び「横須賀市広告掲載要綱」並びに「横須賀市広告掲載基準」の内容を満たすものとする。
- 2 乙は、広告主を募るに当たって、甲と協力し、事業者に対し十分な説明を行い、広告の販売を行うものとする。また甲は、商工会議所や医師会等の団体に対し協力要請を行い、乙の支援を行うものとする。
- 3 乙は、広告募集活動において、事前に甲の承諾を得た上で甲の市章等を使用することができる。

（便利帳の発行に関する責任）

- 第4条 甲及び乙は、便利帳の発行に関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
- 2 甲は、乙に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
- 3 乙は、広告主に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

（発行の見直し等）

- 第5条 便利帳は、協働を基本として実施するが、社会情勢の変動や甲又は乙の責めに帰する理由により、その発行に不適切な事情が生じた場合には、甲乙協議の上、発行の全部又は一部を中止することができる。

(案)

(電子書籍等への転用)

第6条 便利帳又は便利帳に掲載された情報について、利用者の利便性の向上を図るため、甲又は乙に関連するWEB環境を用いた電子書籍等へ転用することができるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、この協定により生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の帰属)

第8条 甲が提供する行政情報等は、全て甲に帰属し、乙が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、甲の許可を得るものとする。また、乙が制作する情報や広告は、乙に帰属し、甲が行う他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、乙の許可を得るものとする。
ただし、第6条に関連する場合は手続きを省略するものとする。

(機密の保持)

第9条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

(協定の期間)

第10条 協定の期間は、協定の日から令和10年3月31日までとする。

(その他)

第11条 便利帳は、甲乙の信義誠実を基本として発行するが、この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年〇月〇日

甲 神奈川県横須賀市小川町11番地
横須賀市
市長 上地克明

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○
○○○○○○○ ○○○○○○

「横須賀市民便利帳」配布に関する覚書

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

「横須賀市民便利帳」の電子書籍化に関する確認書

○○○○○○○○ ○○○○○○○○